



今月の納期のお知らせ

	町県民税 第4期	国民健康保険料 第6期	介護保険料介護保険料第6期 後期高齢者医療保険料第6期
納期	12月26日	12月26日	12月26日
口座振替日	12月22日	12月26日	12月22日

**納期限までの納付にご協力くださるとともに
預金残高の確認をよろしくお願いいたします。**

問い合わせ先

- ※ 介護・後期高齢者医療保険料に関すること 健康福祉課 医療介護係 Tel:52-2111(内線 269)
- ※ 町税・国保料の納入に関すること 町民税務課税務係 Tel:52-2111(内線 242・243・244)

..税や保険料などの納付には、便利な口座振替をご利用ください..

固定資産に係る償却資産申告について

法人であるか個人であるとか問わず、事業主は毎年1月1日現在で所有している償却資産について、その月末までに、所轄の市町村に申告しなければなりません。

申告期限は平成24年1月31日(火)となっておりますので、申告をされる方はお早めに提出をお願いします。

- 1 申告が必要な方…平成24年1月1日現在(賦課期日)において、事業用資産を金山町内に所有(貸与している資産も含まれます。)している方

〔農業や営業等で青色・白色申告を行っている個人の方
株式会社・有限会社などの法人組織
財団・社団法人などの公益法人

◎個人事業主の方で、平成23年度中に新たに就農した方や営業を始めた方なども事業用資産があれば対象になります。忘れずに申告しましょう!

- 2 申告すべき償却資産

仕事で使っているもの

※償却資産の減価償却費が所得税法の規定による所得の計算上必要経費に参入されるもの。ただし、リース会社より賃借しているものや生物、無形固定資産(電話加入権等)は除きます。

- 3 平成24年度償却資産申告について

★★★新たに申告が必要な方★★★

償却資産申告書と記載要領を準備しております。これら書類を必要な方は、下記担当係までご連絡ください。

●前年度申告を行なっている方

12月下旬に償却資産申告書(前年度の資産が記載されているもの)を配布いたします。修正の有無を確認し、期限まで提出をお願いいたします。

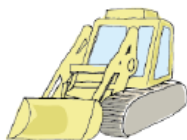
担当: 役場町民税務課 税務係 52-2111 内線 244



冷蔵庫



コンピューター



大型特種自動車